

「メキシカンローラ」等使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市ばらのまち福山イメージキャラクター「ローラ」をアレンジして作製した「メキシカンローラ」等の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第2条 「メキシカンローラ」等の仕様は、別紙のとおりとする。

(権利の帰属)

第3条 「メキシカンローラ」等に関する一切の権利は、福山市に帰属する。

(使用の目的)

第4条 「メキシカンローラ」等の使用はばらのまち福山をPRするとともに、スポーツの振興・競技の普及・発展に資するものでなければならない。

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、「メキシカンローラ」等の使用を制限する。

- (1) 公序良俗に反するものや、前条に規定する使用の目的になじまないと考えられるとき。
- (2) 特定の宗教又は政治団体の利害に関するものであるとき。
- (3) 自己のマーク、商標又は意匠に相当するものとして、占有的な使用がなされる恐れがあるとき。
- (4) その他、「メキシカンローラ」等の使用がメキシコ選手団福山キャンプのイメージダウンにつながる恐れがあるとき。

(使用の申請)

第6条 「メキシカンローラ」等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、報道機関が報道目的に使用する場合、その他、特に市長が認める場合は、この限りではない。

2 前項の使用承認申請書には、「メキシカンローラ」等を使用しようとする事業の企画書及び見本、原稿その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 前2項の規定は、承認を受けた事項を変更する場合についても準用する。

(使用期間)

第7条 「メキシカンローラ」等の使用期間は、使用を承認した日から起算して1年以内とする。

2 前項の期間満了後において、引き続き「メキシカンローラ」等を使用しようとするときは、あらためて申請を行い、承認を受けなければならない。

(使用料)

第8条 「メキシカンローラ」等の使用料は無料とする。

(使用の承認)

第9条 市長は、使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用承認書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認にあたっては、必要な条件を付することができる。

(使用方法)

第10条 「メキシカンローラ」等は、別図に示す形状、色等に従って使用するものとし、その一部のみを使用、又は変形、若しくは他の図形、文字と重ねて使用してはならない。ただし、市長の承認を受けたものはこの限りではない。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた内容に沿った適切な使用を行うこと。
- (2) 「メキシカンローラ」等の使用の権利を他人に譲渡、又は転貸しないこと。
- (3) 「メキシカンローラ」等のイメージを損なう使用をしないこと。

(承認の取消し)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取消し、「メキシカンローラ」等使用物品の回収を求めることができる。

- (1) 使用承認申請書の記載内容に虚偽があることが判明したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 使用承認に附した条件に違反したとき。

(実施細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか「メキシカンローラ」等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年(令和4年)3月31日から施行する。